

第2期 皆野町

子ども・子育て支援事業計画
(素案)

令和2年度～令和6年度

令和2年3月

皆野町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の背景	3
2 計画の位置付け	4
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制	5
第2章 子ども・子育てを取り巻く現況	9
1 町の概況	9
2 教育・保育に関する状況	16
3 「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」結果の概要	19
4 第1期計画の事業評価	29
5 現状からみえた課題	30
第3章 基本理念等	33
1 子ども・子育ての基本理念	33
2 基本目標	34
3 施策の体系	35
4 教育・保育提供区域の設定	36
第4章 基本施策の展開	39
基本目標1 子どもへの支援	39
基本目標2 家庭への支援	43
基本目標3 地域力の向上	57
第5章 計画の推進に向けて	61
1 計画の推進体制	61
2 計画の進捗管理	62

第1章

計画の策定にあたって



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

子どもは、まちの次の時代を担うかけがえのない存在であり、子どもが安心して育つことができる環境、また、安心して子どもを生み育てるこことできる環境を整備していくためには、社会全体で子育てを支えていくことが重要です。

しかし、社会構造や経済の変化、価値観の多様化等から子育てを取り巻く環境は複雑化・多様化しています。近年においては、低年齢時からの保育ニーズの増加、育児不安、孤立化、児童虐待、地域社会の変容等、さまざまな問題がみられます。

このようななか、国では平成15年制定の「次世代育成支援対策推進法」、平成24年制定の「子ども・子育て関連3法」、平成27年4月からスタートした「子ども・子育て支援新制度」等、さまざまな子育て支援を実施してきました。

その後、「子育て安心プラン」や「新・放課後子ども総合プラン」の策定、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」の施行等が行われ、待機児童の解消に向けた保育人材確保のための総合的な対策や「幼児教育・保育の無償化」といった施策を進めています。

皆野町（以下、「本町」という。）では、平成21年度に「皆野町次世代育成支援行動計画（後期計画 2010～2014）」を策定し、「子どもの豊かな心を育み、楽しく子育てができるまち」をめざして、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくりに取り組んできました。

平成27年には国の制度に対応し、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、「皆野町子ども・子育て支援事業計画（第1期）」を策定しました。この度、計画終了年度を迎えることから「第2期皆野町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

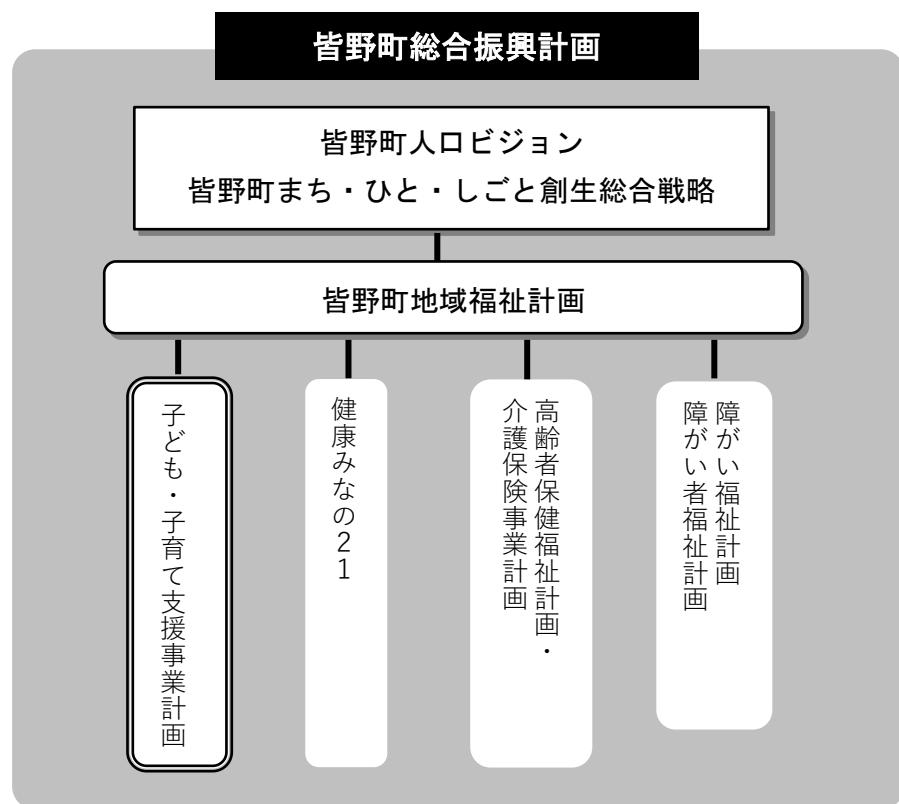


2 計画の位置付け

本計画は、子ども子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

また、本計画は、次世代育成支援法に基づく「次世代育成支援行動計画」及び「市町村における母子保健計画策定指針」に基づく「母子保健計画」を兼ねるとともに、町の最上位計画である「皆野町総合振興計画」をはじめ、各種法律に基づく関連計画との整合・連携を図ります。

計画の位置付け



3 計画の期間

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

ただし、計画期間中においても社会情勢の変化や子育て家庭のニーズに柔軟に対応するため、適宜計画の見直しを行うものとします。



4 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、地域の実情に応じた計画内容とするため、学識経験者、保健・医療関係者、福祉関係者等で構成された「皆野町子ども・子育て会議」において、計画内容について審議しました。

また、就学前児童及び小学生低学年児童の保護者506人を対象に「子ども・子育て支援ニーズ調査」、さらにパブリックコメントを実施し、住民の意見の集約を行いました。

第2章

子ども・子育てを取り巻く現況



第2章 子ども・子育てを取り巻く現況

1 町の概況

(1) 地理的状況

皆野町は、埼玉県の西北、秩父郡の東北に位置し、東は東秩父村に、北は長瀬町と本庄市に、南・西は秩父市にそれぞれ接しています。

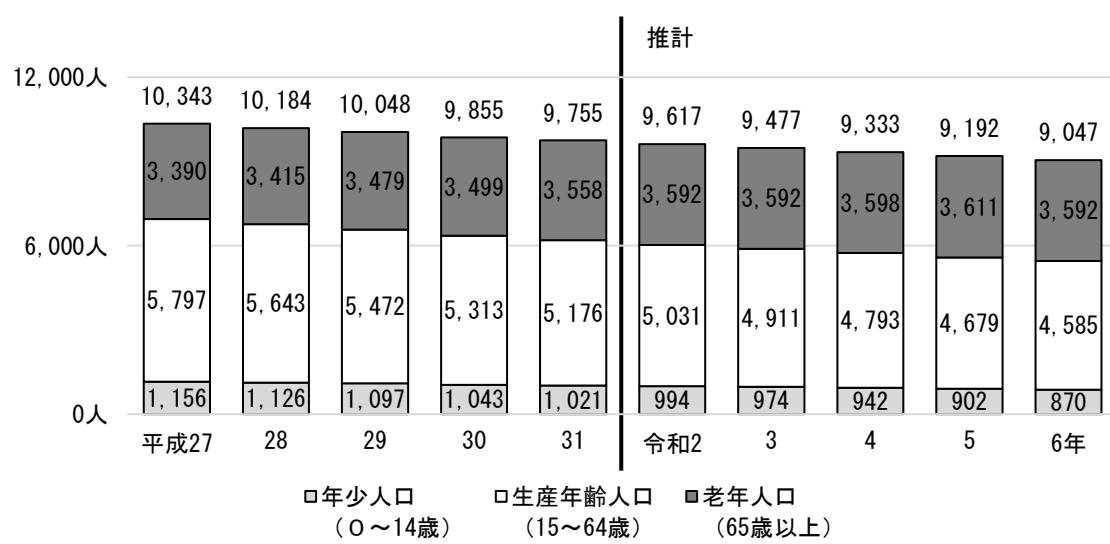
美の山をはじめ、500～1,000m余りの山々に囲まれているほか、町の大部分は山林・原野で占められています。そのため、豊かな自然を有している本町では、隣接している市町村とともに首都圏からの手軽な観光地として位置しています。

(2) 人口の推移と推計

総人口は減少が続いているおり、令和2年以降も年少人口と生産年齢人口及び割合の減少が見込まれています。

老人人口については、人数としては横ばいから微減傾向、割合でみると微増が続くと推計されています。

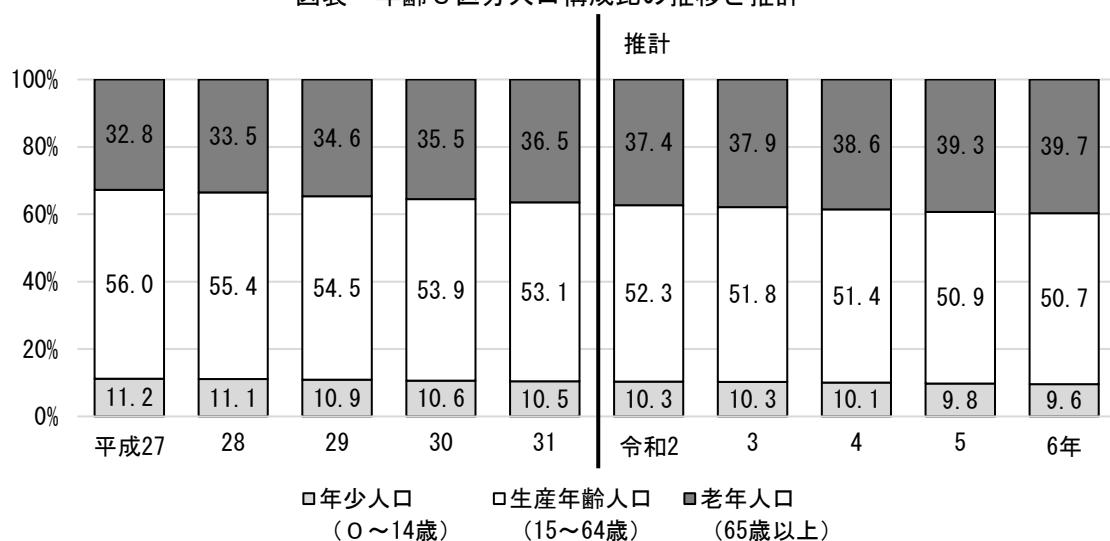
図表 年齢3区分別人口の推移と推計



資料：「住民基本台帳（各年3月末現在）」
令和2年以降はコーホート変化率法による推計



図表 年齢3区分人口構成比の推移と推計



資料：「住民基本台帳（各年3月末現在）」

令和2年以降はコーホート変化率法による推計



(3) 世帯数の推移

世帯数は比較的ゆるやかな減少が続いていますが、単独世帯は増加しています。また、母子世帯はほぼ横ばい、父子世帯数は平成17～平成22年にかけて減少し、その後は横ばいとなっています。

図表 世帯数の推移（世帯）

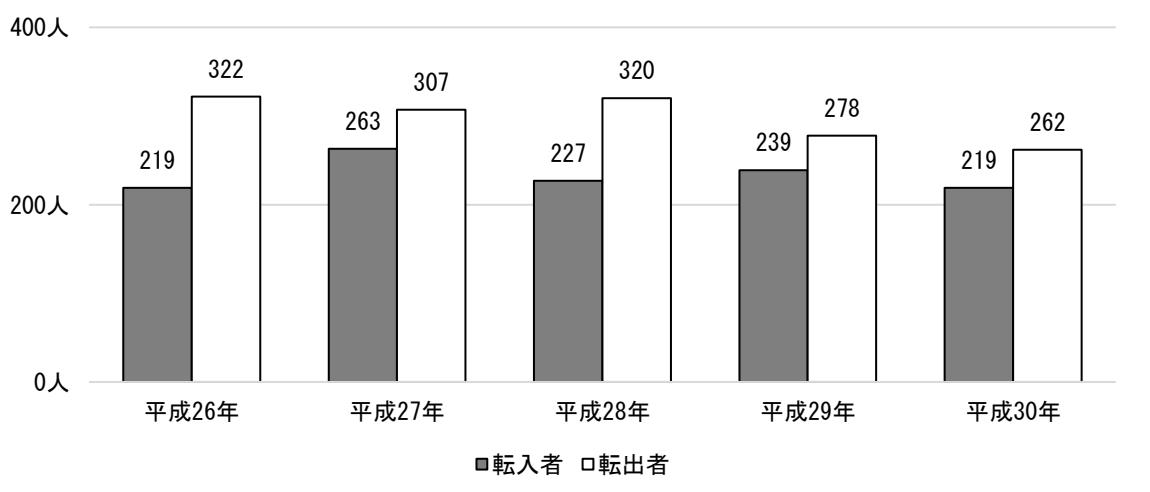
	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	3,766	3,754	3,653
親族世帯数	3,153	2,993	2,835
核家族世帯数	2,286	2,259	2,201
親族世帯に占める割合	72.5%	75.5%	77.6%
その他の親族世帯数	867	734	634
親族世帯に占める割合	27.5%	24.5%	22.4%
非親族世帯数	9	21	16
単独世帯数	604	740	801
(再掲) 母子世帯数	48	42	42
親族世帯に占める割合	1.5%	1.4%	1.5%
18歳未満親族がいる母子世帯	46	37	41
親族世帯に占める割合	1.5%	1.2%	1.4%
(再掲) 父子世帯数	12	3	3
親族世帯に占める割合	1.5%	1.2%	1.4%
18歳未満親族がいる父子世帯	8	2	3
親族世帯に占める割合	1.5%	1.2%	1.4%

資料：国勢調査

(4) 転入・転出者の推移

転入・転出者の推移をみると、いずれの年も転入者より転出者の方が上回っています。転入者数はその年によって増減はあるますが、ほぼ220人から240人程度で推移している反面、転出者数をみると平成28年以降は減少が続いています。

図表 転入・転出者の推移



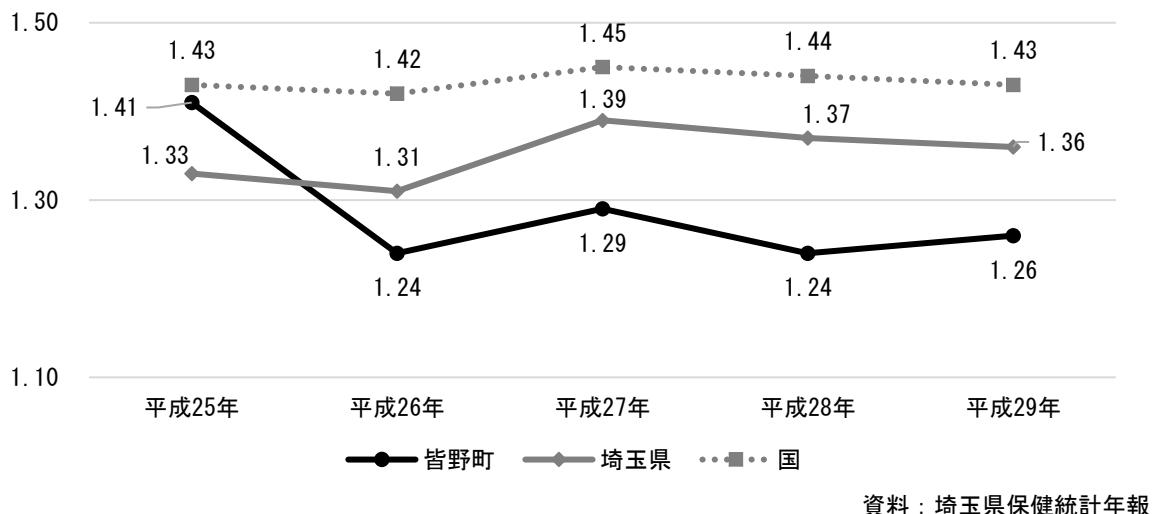
資料：健康福祉課



(5) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率は、平成26年以降国や県を下回っています。また、平成26年から平成29年をみるとゆるやかな増加傾向ともいえますが、大きな変動はみられていません。

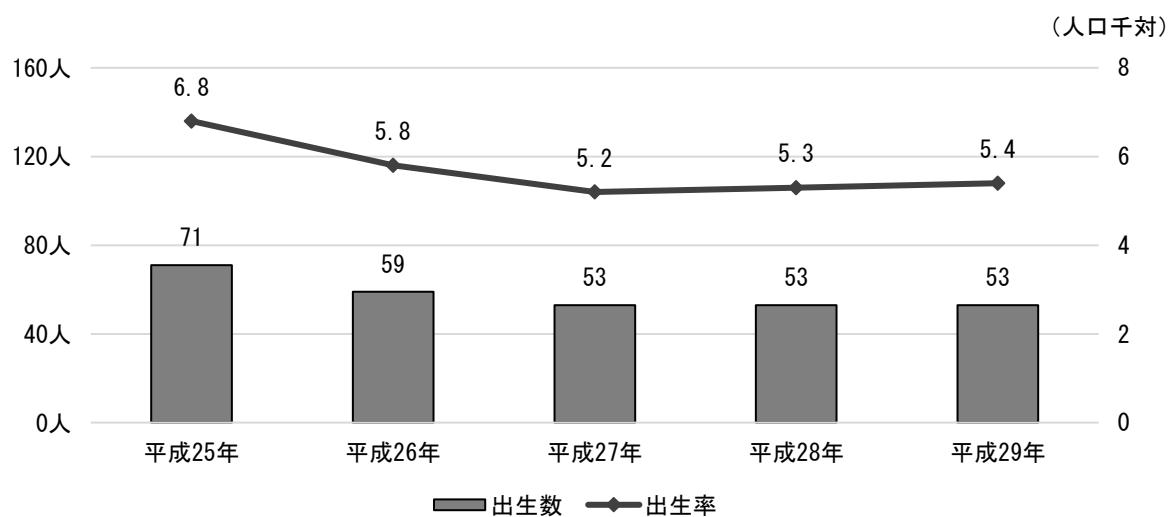
図表 合計特殊出生率の推移



(6) 出生数・出生率の推移

本町の出生数は、平成26年から60人を下回り、平成27年以降は53人で推移しています。出生率も同様に、5.2から5.4で推移しています。

図表 出生数・出生率の推移

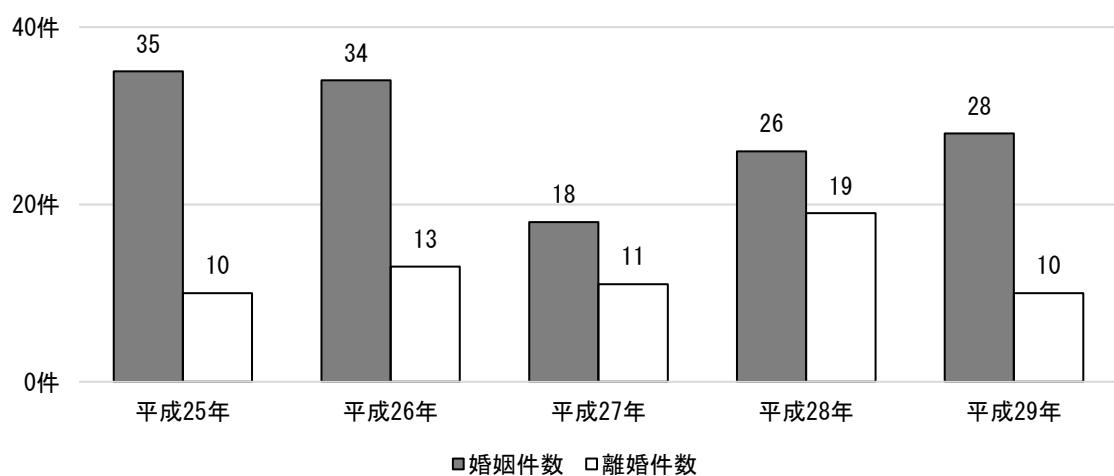




(7) 婚姻・離婚件数の推移

平成25年から平成29年の本町の婚姻件数は離婚件数を上回っています。しかし、婚姻件数は減少傾向がみられます。

図表 婚姻・離婚件数の推移

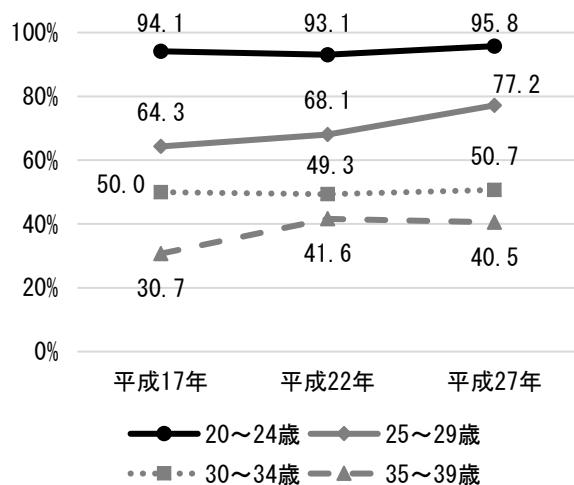


資料：埼玉県保健統計年報

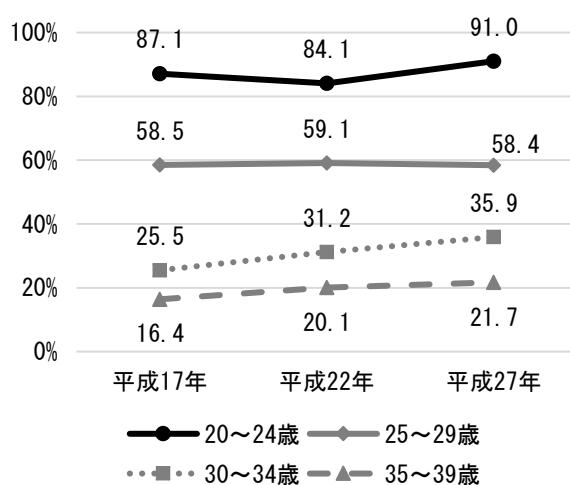
(8) 未婚率の推移

男女別で本町の未婚率をみると、男性の方が未婚率が高くなっています。割合の違いをみると、25～29歳では約6ポイント以上、30～34歳では約15ポイント以上、35～39歳では男性の方が約20ポイント以上高くなっています。

図表 男性の未婚率の推移



図表 女性の未婚率の推移



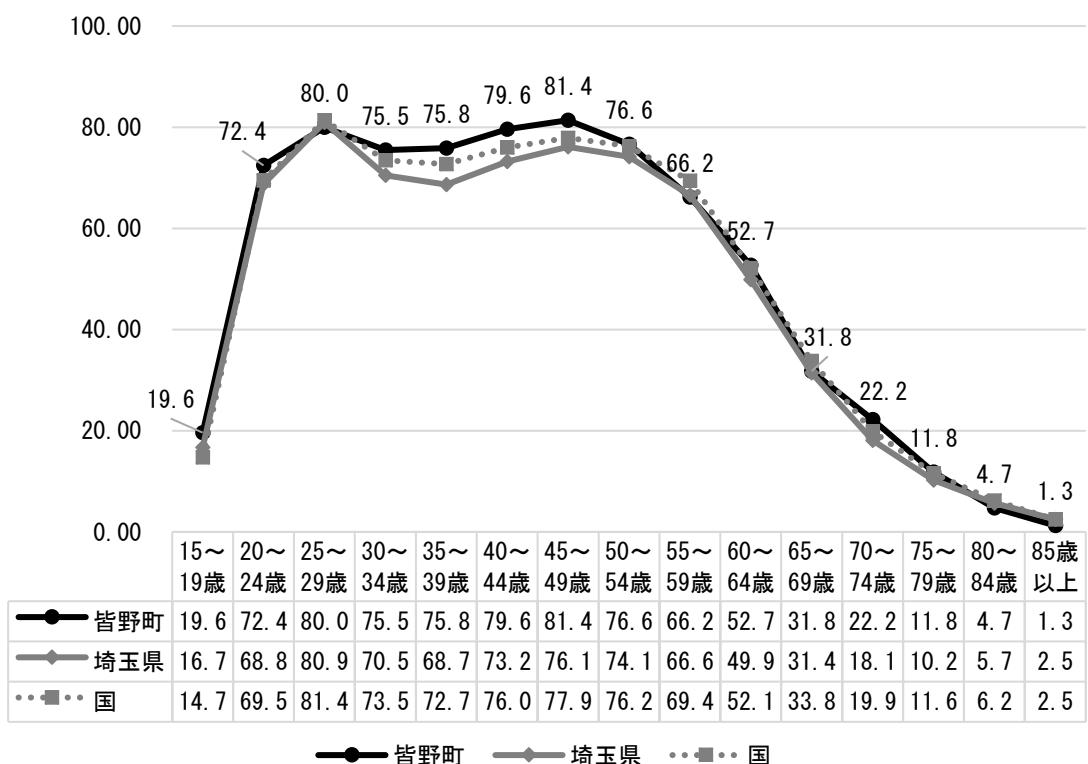
資料：国勢調査



(9) 女性の年齢別労働率

平成27年の本町の女性の年齢別労働率は、15歳から79歳にかけて全体的には国や県よりも高くなっていますが、25歳から49歳にかけてややM字カーブがみられています。特に30～39歳で75%台と、80%には到達していません。

図表 女性の年齢別労働率



資料：国勢調査



2 教育・保育に関する状況

(1) 児童数の推移と推計

児童数は全体的に減少傾向となっており、令和2年以降の推計でも同様の結果となっています。令和4年には0歳は40人を下回り、0歳から11歳までの人数も700人を切ると推計されています。

図表 児童数の推移と推計

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
0歳	52	55	50	48	46	43	42	38	38	36
1歳	67	56	57	53	50	48	45	44	40	40
2歳	63	67	57	55	59	51	49	46	45	41
3歳	70	63	72	50	53	58	50	48	45	44
4歳	72	73	60	71	55	54	59	51	49	46
5歳	95	72	76	57	71	54	53	58	50	48
6歳	71	92	72	78	62	74	57	56	61	53
7歳	84	73	93	70	80	62	74	57	56	61
8歳	72	84	73	92	70	80	62	74	57	56
9歳	71	75	85	73	93	71	81	63	75	58
10歳	76	70	75	83	74	93	71	81	63	75
11歳	93	76	70	77	85	75	94	72	82	64
全体	886	856	840	807	798	763	737	688	661	622

推計

資料：平成31年までは皆野町「住民基本台帳（各年3月末現在）」
令和2年以降はコーホート変化率法による推計



(2) 保育園・幼稚園の利用状況

保育園・幼稚園ともに利用状況は減少傾向が続いており、平成30年度以降からそれぞれ200人前後、50人台となっています。

図表 保育園の利用状況

(人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
0歳	10	10	12	13	13
1歳	28	30	37	32	30
2歳	28	40	38	39	37
3歳	47	28	44	37	39
4歳	47	48	32	45	37
5歳	45	48	49	28	44
合計	205	204	212	194	200

資料：健康福祉課（各年5月1日現在）

図表 幼稚園の利用状況

(人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
3歳児	21	24	23	11	14
4歳児	24	23	25	23	12
5歳児	44	24	25	25	24
合計	89	71	73	59	50

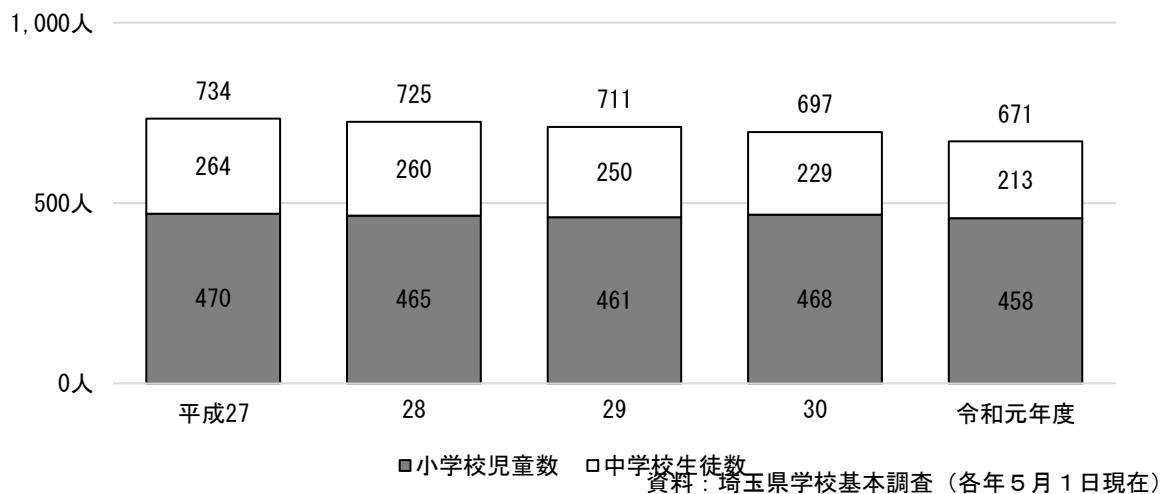
資料：埼玉県学校基本調査（各年5月1日現在）

(3) 就学児童・生徒の状況

本町の児童・生徒数は減少傾向が続いており、令和元年度では671人となっています。

また、学童保育の利用人数は平成27年度から平成30年度にかけて増加しています。令和元年度には149人と減少に転じていますが、待機児童対策が求められます。

図表 児童・生徒数



図表 学童保育の利用人数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1年生	38	44	40	51	23
2年生	24	39	44	41	51
3年生	25	22	35	45	35
4年生	24	23	25	37	35
5年生	8	23	26	22	4
6年生	12	4	21	0	1
合計	131	155	191	196	149

資料：健康福祉課（各年4月1日現在）



3 「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」結果の概要

(1) 調査の概要

本計画を策定に向け、町内の保護者の皆様の子育てに関する生活実態やご要望・ご意見などを把握し、今後の子育て支援施策を進めていくための基礎資料として実施しました。

調査の種類	調査対象	実施方法	調査期間
就学前児童 アンケート	町内の就学前児童 (0~5歳)の 保護者	就学前児童のいる 252 人 郵送による配布・回収	令和元年 7月
就学児童 アンケート	町内の小学生児童 (小学1~4年生)の 保護者	小学生児童のいる 254 人 小学校を通した配布、郵送回収	

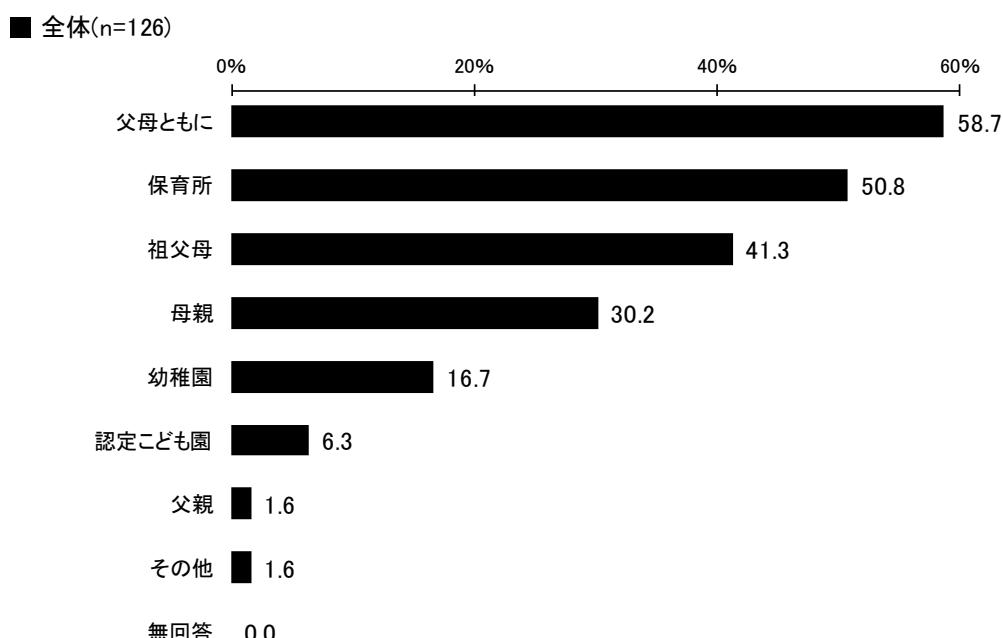
調査の種類	配布数	回収数
就学前児童 アンケート	252 人	126 人 (回収率 50.0%)
就学児童 アンケート	254 人	136 人 (回収率 53.5%)

(5) 調査結果概要

① 子育てに日常的に関わる方について（複数回答）

「父母とともに」の割合が58.7%で最も高く、次いで「保育所」(50.8%)、「祖父母」(41.3%)などの順となっています。

図表 子育てに日常的に関わる方

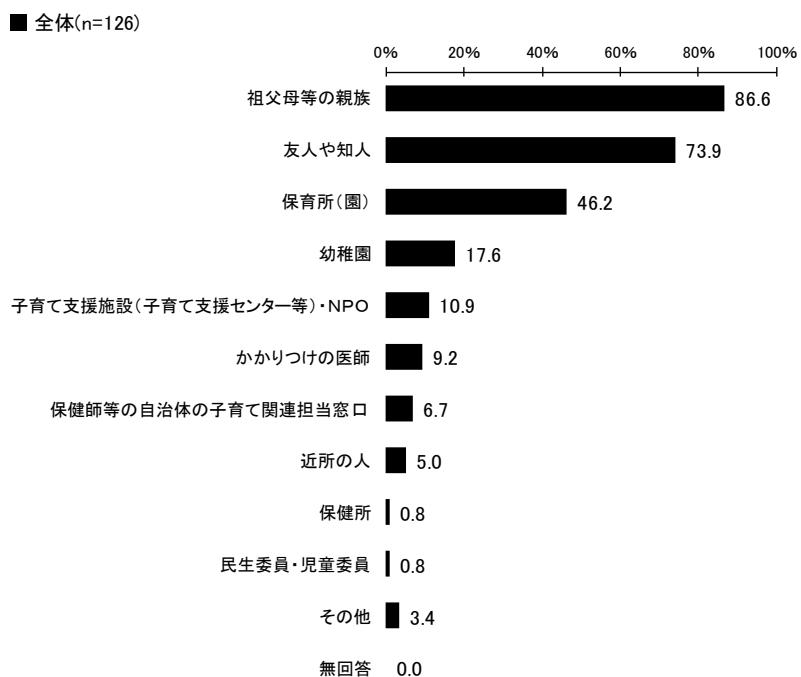




② 子育ての相談先について（複数回答）

「祖父母等の親族」の割合が86.6%で最も高く、次いで「友人や知人」(73.9%)、「保育所（園）」(46.2%)などの順となっています。

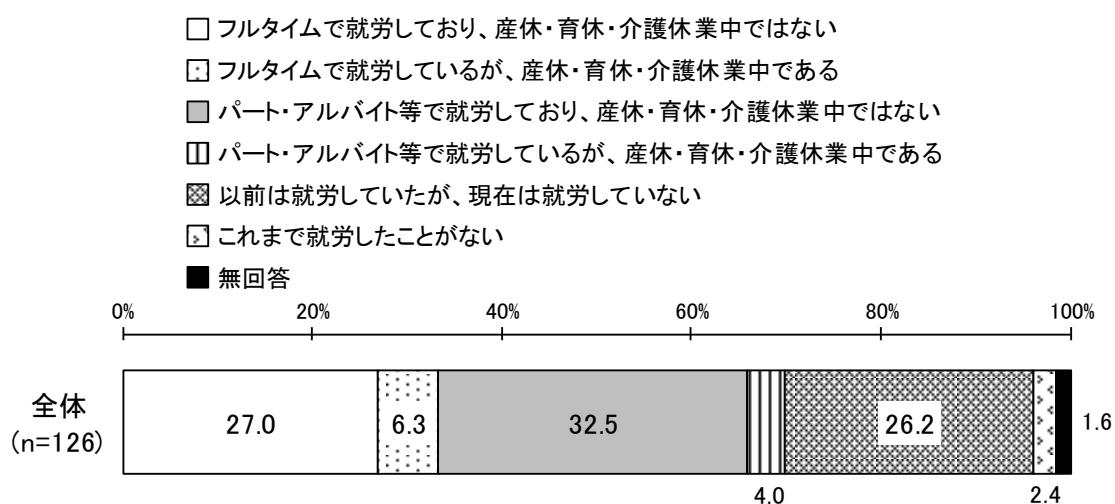
図表 子育ての相談先



③ 母親の就労状況について

「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が32.5%で最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(27.0%)、「以前は就労していたが、現在は就労していない」(26.2%)などの順となっています。

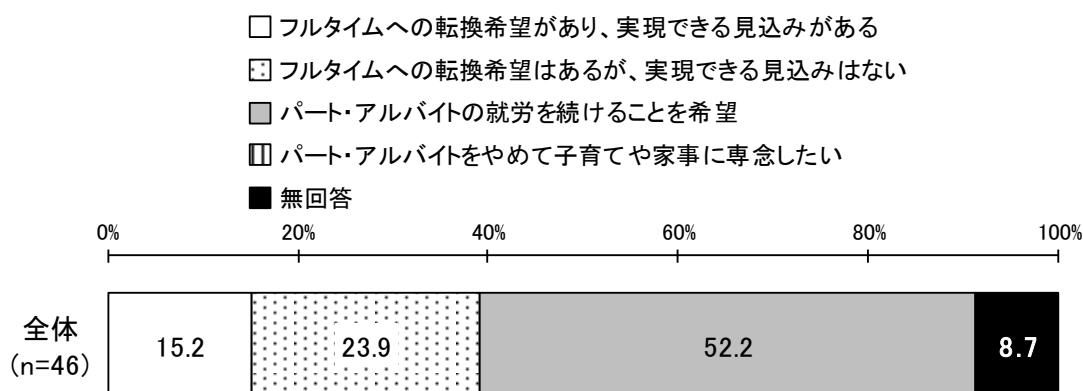
図表 母親の就労状況



④ 母親のフルタイムへの転換希望について

「パート・アルバイト等で就労している」方のなかで、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」の割合が52.2%で最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」(23.9%)、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」(15.2%)などの順となっています。

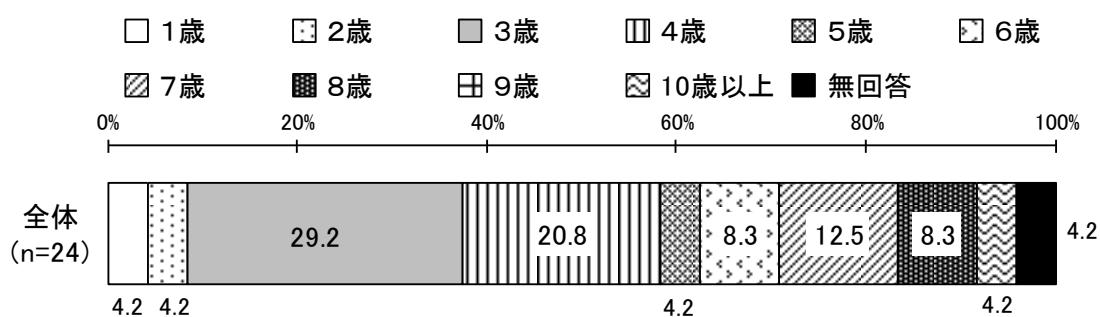
図表 母親のフルタイムへの転換希望



⑤ 母親の就労希望時の末子の年齢について

母親の就労希望で「1年より先、一番下の子どもが○歳になったころに就労したい」と回答した方の就労希望時の末子の年齢は、「3歳」の割合が29.2%で最も高く、次いで「4歳」(20.8%)、「7歳」(12.5%)などの順となっています。

図表 母親の就労希望時の末子の年齢



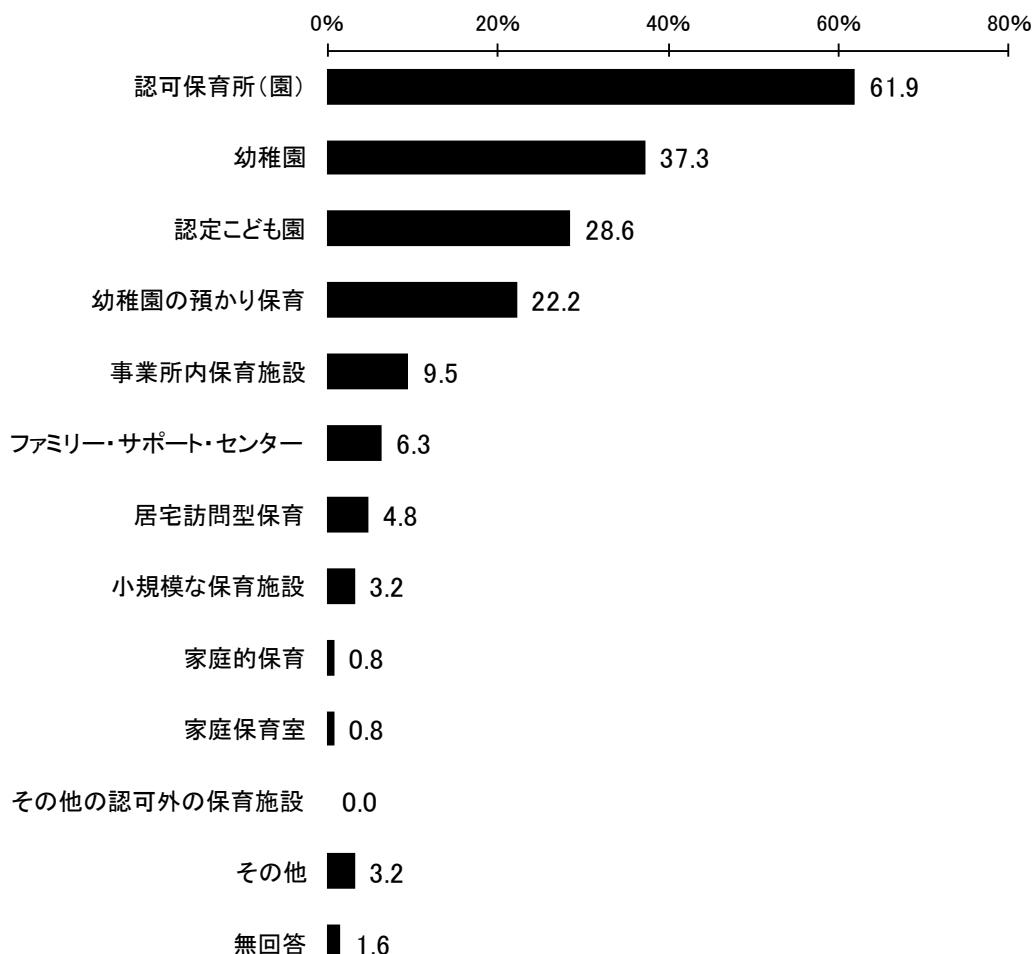


⑥ 平日の定期的な教育・保育事業の利用希望施設について（複数回答）

平日の定期的な教育・保育事業の利用希望施設については、「認可保育所（園）」の割合が61.9%で最も高く、次いで「幼稚園」(37.3%)、「認定こども園」(28.6%)などの順となっています。

図表 平日の定期的な教育・保育事業の利用希望施設

■ 全体(n=126)

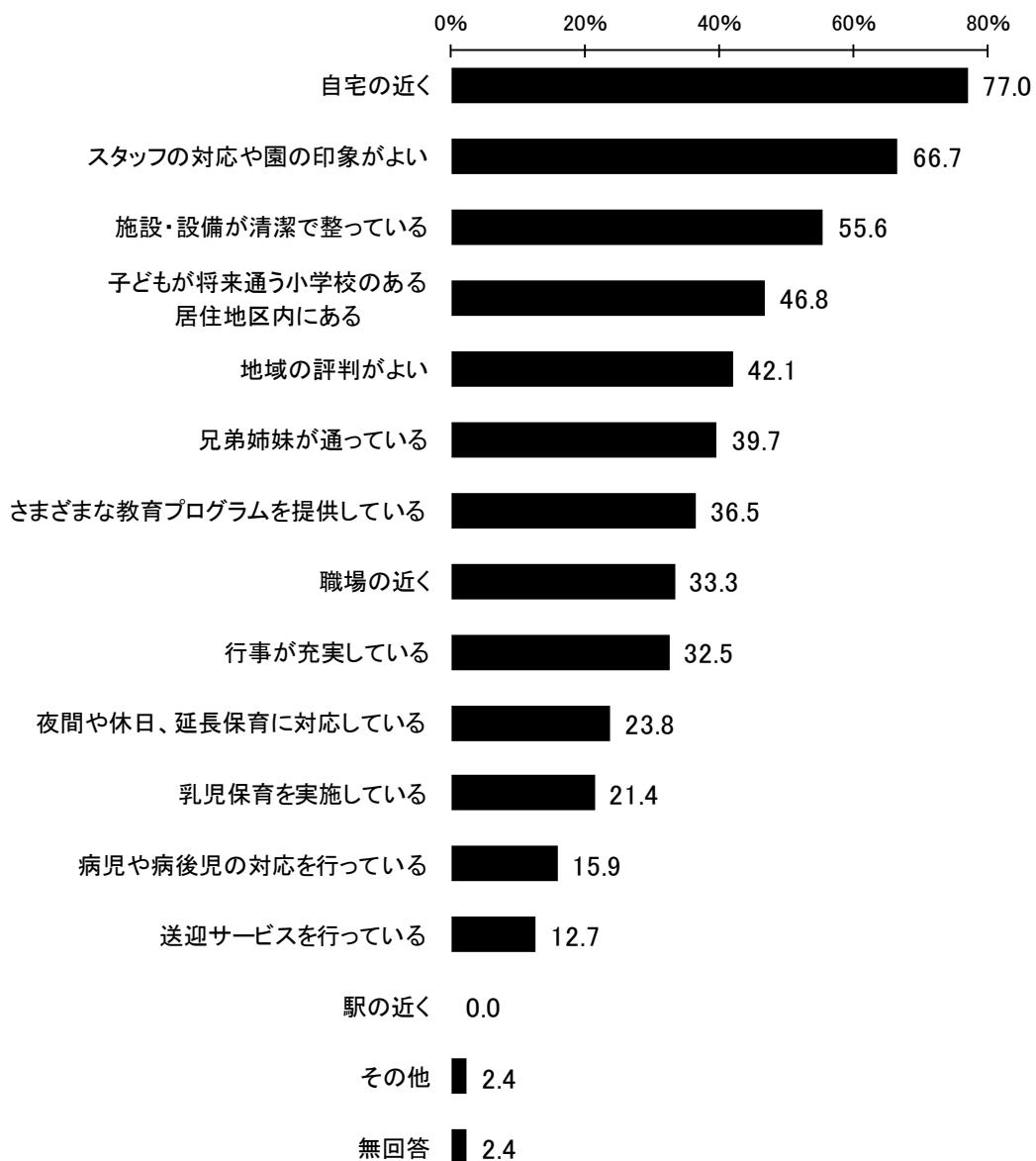


⑦ 平日の定期的な教育・保育事業に重視する点について（複数回答）

平日の定期的な教育・保育事業に重視する点については、「自宅の近く」の割合が77.0%で最も高く、次いで「スタッフの対応や園の印象がよい」(66.7%)、「施設・設備が清潔で整っている」(55.6%)などの順となっています。

図表 平日の定期的な教育・保育事業に重視する点

■ 全体(n=126)



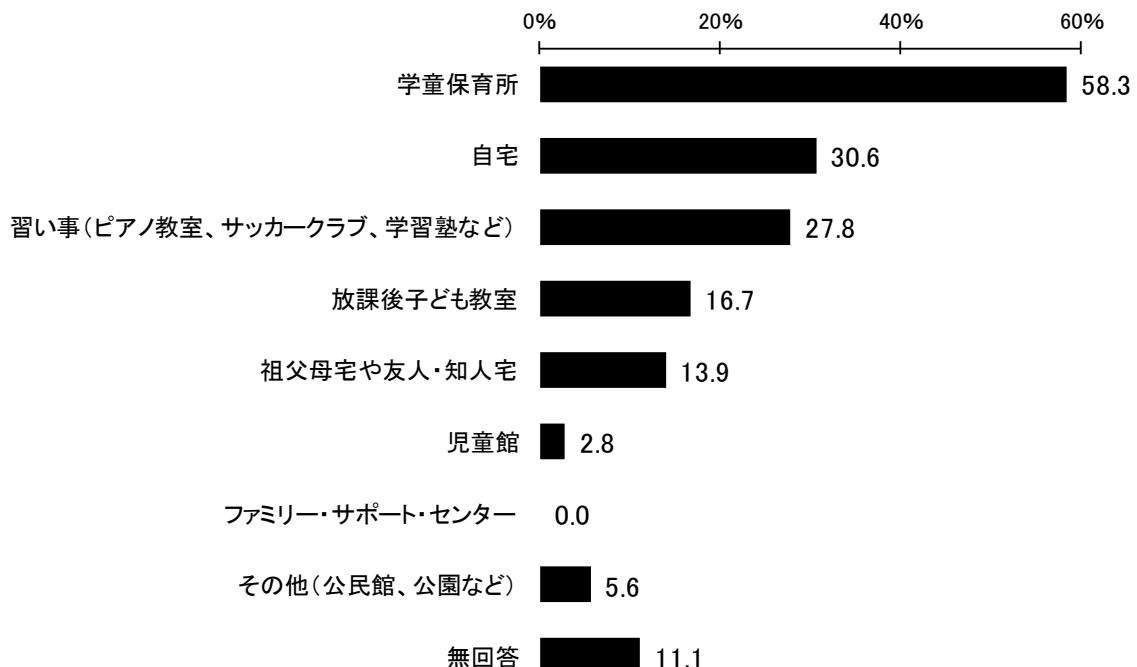


⑧ 小学校1～4年生の間の放課後の利用希望場所について（複数回答）

小学校1～4年生の間の放課後の利用希望場所については、「学童保育所」の割合が58.3%で最も高く、次いで「自宅」(30.6%)、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」(27.8%)などの順となっています。

図表 小学校1～4年生の間の放課後の利用希望場所

■ 全体(n=36)

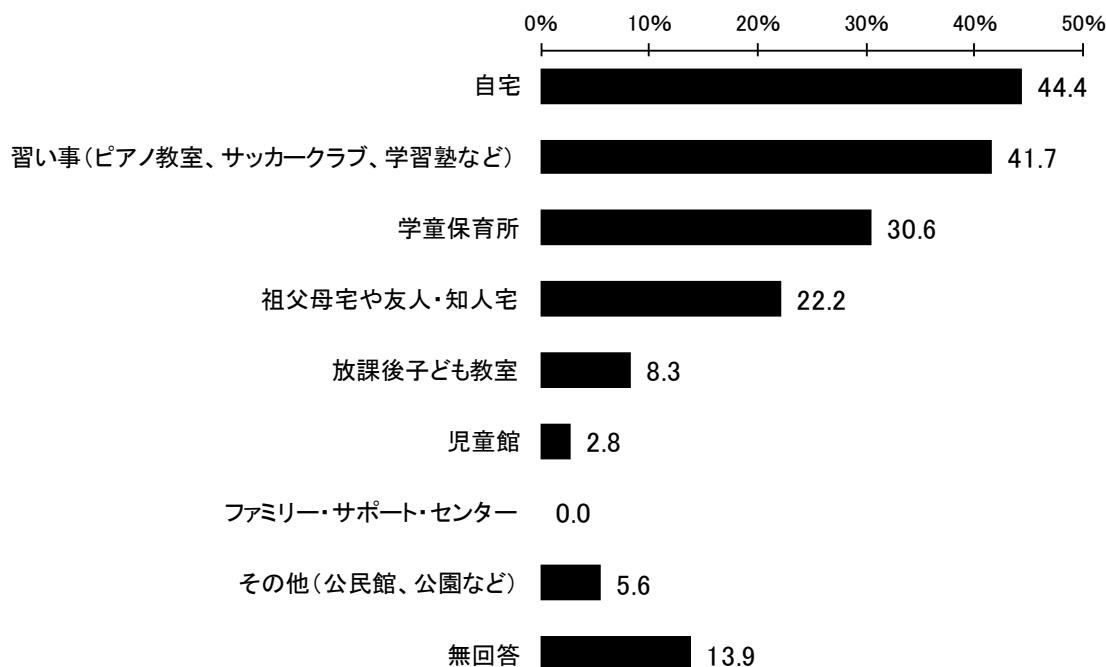


⑨ 小学校5・6年生の間の放課後の利用希望場所について（複数回答）

小学校5・6年生になったら放課後過ごさせたい場所については、「自宅」の割合が44.4%で最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」(41.7%)、「学童保育所」(30.6%)のなどの順となっています。

図表 小学校5・6年生の間の放課後の利用希望場所

■ 全体(n=36)



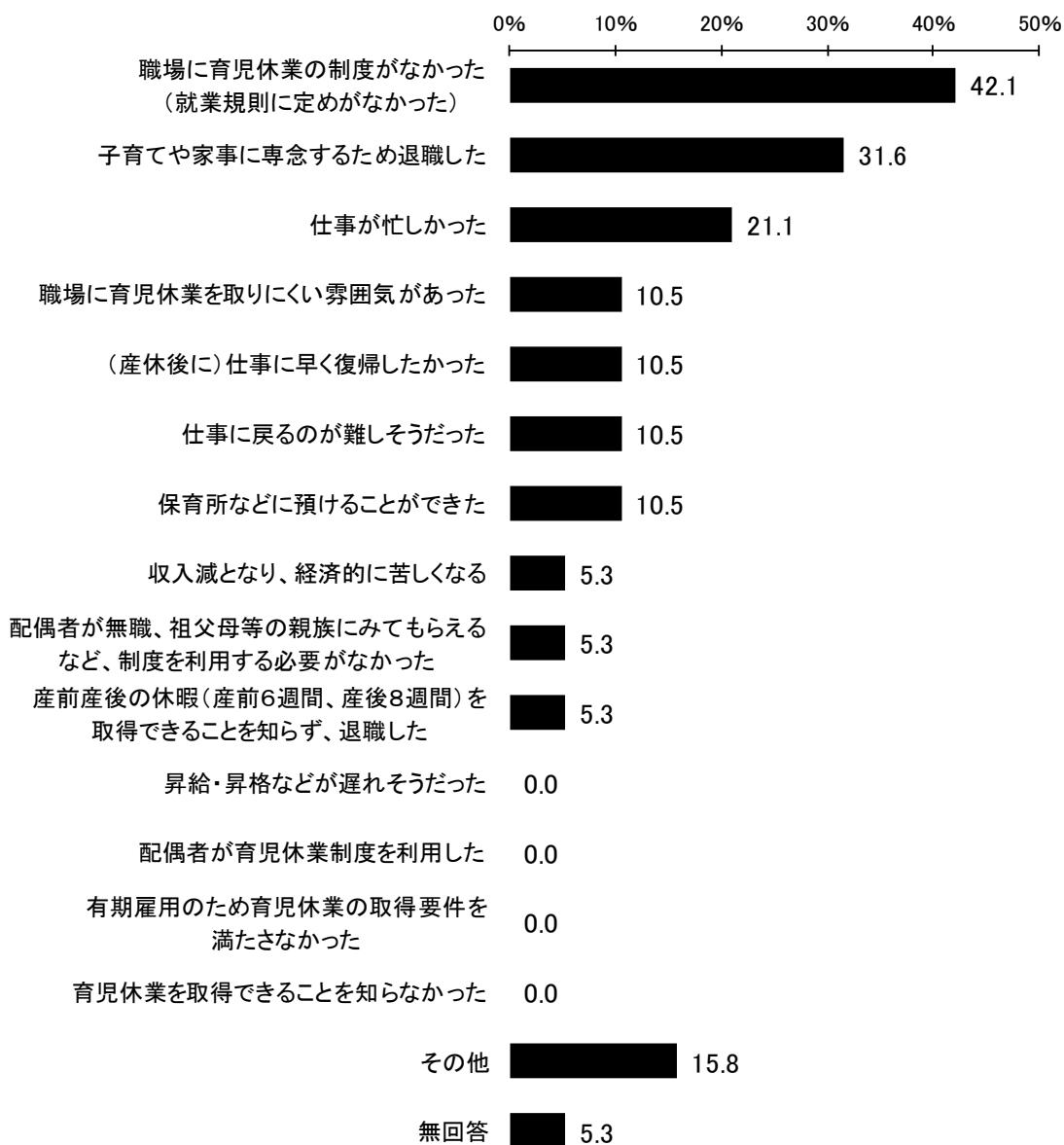


⑩ 母親が育児休業を取得していない理由について（複数回答）

母親が育児休業を取得していない方の理由については、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が42.1%で最も高く、次いで「子育てや家事に専念するため退職した」(31.6%)、「仕事が忙しかった」(21.1%)などの順となっています。

図表 母親が育児休業を取得していない理由

■ 全体(n=19)

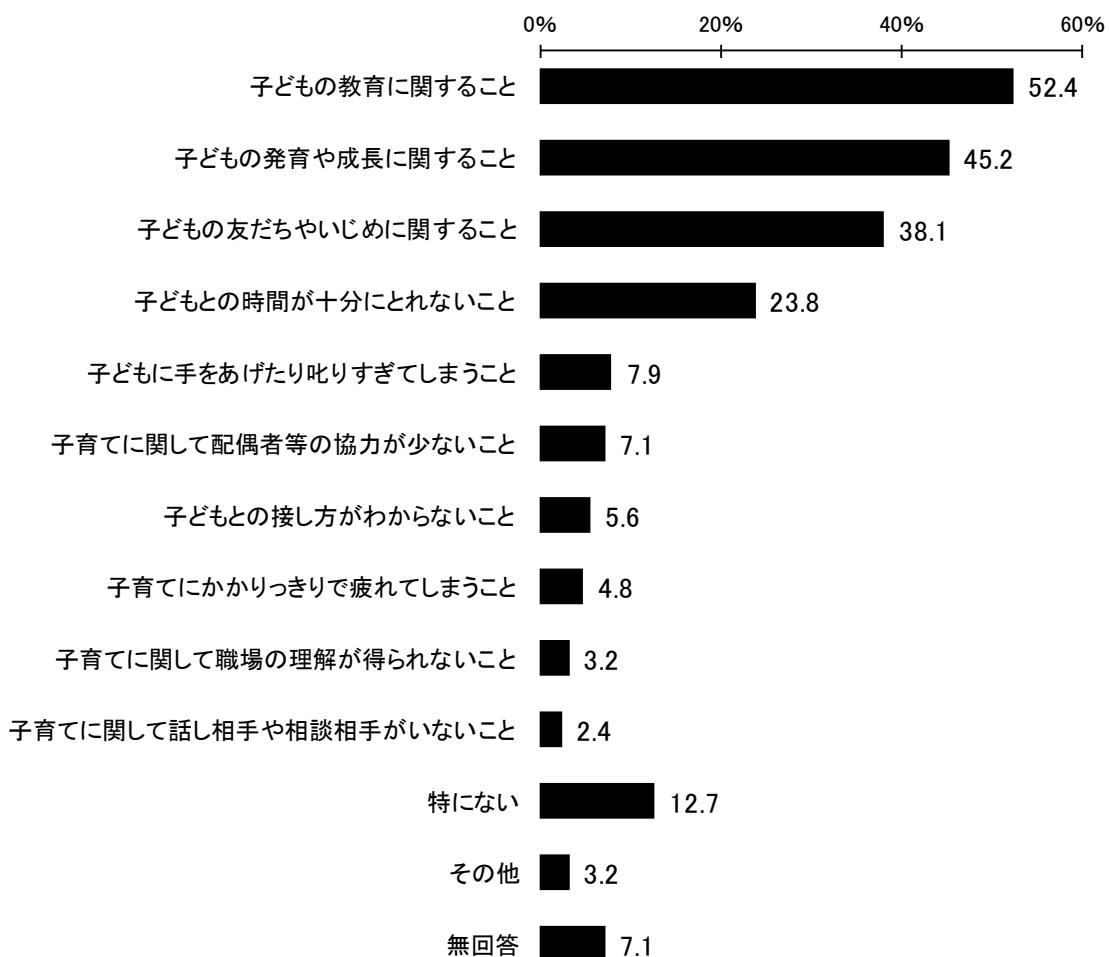


⑪ 子育てをする上で心配なことについて（複数回答）

子育てをする上で心配なことについては、「子どもの教育に関するここと」の割合が52.4%で最も高く、次いで「子どもの発育や成長に関するここと」(45.2%)、「子どもの友だちやいじめに関するここと」(38.1%)などの順となっています。

図表 子育てをする上で心配なこと

■ 全体(n=126)





4 第1期計画の事業評価

第1期計画における、次世代育成支援対策行動計画に相当する事業の実施状況について評価を行いました。

その結果、全体の38事業のうち、◎評価の事業が9事業、○評価の事業が17事業となっており、約6割の事業で達成度が60%以上となっています。また、×評価の事業が8事業、未実施の事業が3事業となっています。

評価	評価基準
◎	80%～100%達成したと思われる場合
○	60%～80%達成したと思われる場合
△	30%～60%達成したと思われる場合
×	30%以下だと思われる場合
－	未実施の場合

	基本目標1 子どもへの支援	基本目標2 家庭への支援	基本目標3 地域力の向上	合計
◎	6	3	0	9
○	9	5	3	17
△	0	0	1	1
×	3	2	3	8
－	1	1	1	3
合計	19	11	8	38

※1つの事業で事業内容によって評価が複数ある場合は、すべてカウントしています。



5 現状からみえた課題

- (1) 未婚率は女性よりも男性の方が高く、特に男性の25～29歳で上昇傾向がみられます。また、女性の30～34歳でも上昇傾向がみられることから、これらの年代に向けた取り組みや、既存の施策に未婚率の視点を加味していくことが求められます。
- (2) 祖父母が子育てに日常的にかかわる割合が41.3%、また子育ての相談先についても「祖父母等の親族」の割合が86.6%となっていることから、祖父母に向けた子育てに関する情報等の提供について、検討する必要があります。また、子育てをする上で、子どもの教育、発育や成長に関する心配をしている保護者が多いため、それらの情報量や伝達方法について充実させることが求められます。
- (3) 平日の定期的な教育・保育施設の利用希望で、「認定こども園」が28.6%となっていることから、認定こども園への移行について引き続き検討をしていくことが求められます。また、教育・保育事業において重視する点は、「自宅の近く」以外で、「スタッフの対応や園の印象がよい」「施設・設備が清潔で整っている」が半数を超えており、スタッフの接遇の向上や設備の維持・管理が重要となります。
- (4) 学童保育の待機児童解消のほか、小学校5・6年生の「学童保育所」の利用希望が30.6%となっていることから、5・6年生に向けたプログラムの充実等、ニーズを満たしていくことが求められます。
- (5) 母親が育児休業を取得しなかった理由として、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が42.1%となっていることから、育児休業制度の促進を図っていくことが必要です。
- (6) 約6割の事業の達成度が60%を超えていた反面、未実施の事業が3事業となっています。未実施事業について検討を行い、計画期間内での実施が求められます。また、事業達成度が30%以下の事業についてもさらなる推進に向けた検討が必要です。

第3章

基本理念等



第3章 基本理念等

1 子ども・子育ての基本理念

**子どもが健やかで豊かな心を育み、
楽しく子育てできるまち**

皆野町は、これまでに「子どもの豊かな心を育み、楽しく子育てができるまち」をスローガンに子どもの豊かな心を育むことができるよう、地域活動やコミュニティ活動などを基盤に豊かな地域づくりを推進してきました。

また、子ども・子育て支援法では「すべての子どもの健やかな成長」を実現させるための社会をつくることを目的として、行政及び地域全体が一体となって子育て支援施策に取り組んでいくことが定められています。

のことから、皆野町に住む子どもたちが「健やかに」「豊かな心を育み」ながら育ち、保護者も子育てを楽しく感じることができるよう、町全体が子ども及び子育て中の親を見守り、手を差し伸べることができる環境をつくることを目的に、「子どもが健やかで豊かな心を育み、楽しく子育てできるまち」を基本理念としています。



2 基本目標

1

子どもへの支援～子どもの育ちを支援する～

子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、乳幼児健康診査等の実施により、乳幼児期から発育・発達の状況の確認に努めるほか、保健事業の充実を図ります。また、特に支援が必要な子育て家庭への支援・見守りを充実させ、児童虐待等の深刻な課題を抱える家庭への支援ネットワークづくりを進めるとともに、子どもや保護者の交流を促進します。

2

家庭への支援～子育て家庭への教育・保育環境を整える～

子ども・子育て支援新制度に基づき、子育て家庭のニーズに応じて幼児期の教育・保育を一体的に提供できる環境の整備、地域の実情に応じた子育て支援サービスの充実を図ります。また、各家庭の適切な生活習慣の確立や、男女共同による子育てを支援することで、保護者も親として成長していく「親の育ち」の過程を支援します。

3

地域力の向上～子どもや家庭を地域で支える～

子どもの育ちを社会全体で支援するため、地域活動や交流を通して、住民一人ひとりの地域で子どもを育む意識を高めるとともに、地域における子育て支援ネットワークづくりを進めます。また、すべての子育て家庭が安心して暮らせるよう、生活環境の整備や、子どもを犯罪等から守り、子育てにやさしいまちづくりを進めます。



3 施策の体系

子ども・子育ての基本理念の実現に向け、基本目標ごとに施策を体系化し、総合的な推進を図ります。

子ども・子育ての基本理念

子どもが健やかで豊かな心を育み、
楽しく子育てできるまち

基本目標

1. 子どもへの支援

基本施策の展開

- (1) 子どもの権利の尊重
- (2) 遊びと体験
- (3) 健康
- (4) 保育環境
- (5) 学齢期の環境整備

2. 家庭への支援

- (1) 多様な教育・保育サービス
- (2) 子育て家庭への支援
- (3) 男女共同による子育て
- (4) 母子保健

3. 地域力の向上

- (1) ワーク・ライフ・バランスを支援する就労環境
- (2) 地域教育力の育成
- (3) 育児を支えるまちづくり



4 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本町においては、効率的な資源の活用を可能とし、町内のニーズを柔軟に吸収できるよう、第1期計画と同様に教育・保育提供区域を1区域（全町）とします。

第4章

基本施策の展開



第4章 基本施策の展開

基本目標1 子どもへの支援

基本施策（1）子どもの権利の尊重

子どもの権利が守られ、子どもへの虐待を防止するため、地域社会で連携し情報の共有や対応体制の強化に努めます。

事業名	取り組みと方向性	担当課
子どもの権利条約の普及	<p>子育て支援に関わる方々を対象に研修・講演会等を実施し、子どもの権利条約について啓発を行います。今後は子育て支援に関わる方々と連携し研修会を行っていくことで、さらなる普及に努めます。</p>	健康福祉課
虐待防止ネットワークによる見守り	<p>子どもへの虐待を未然に防止するため、子育て支援、見守りの強化を重点に事業を行います。また、要保護児童対策地域協議会は代表者会議、実務者会議、ケース会議を開催し、必要な情報交換を行うとともに、要保護児童に対する支援等について、協議や調整を行います。</p> <p>今後、子育て支援に関わる方々と連携し研修会を行っていくとともに、民生委員・児童委員や学校、児童相談所、警察等の関係機関と連携を密にし、児童虐待への適切な対応に努めます。</p>	健康福祉課

基本施策（2）遊びと体験

さまざまな体験活動や遊びを通して、子どもたちが心身ともに健やかに成長することができるよう、環境づくりに努めます。

事業名	取り組みと方向性	担当課
体験・交流活動の促進	<p>小・中学生に「埼玉の子ども70万人体験活動」事業や「学校ファーム」などの農業体験、昔遊びや郷土料理、地域行事、伝統芸能など多様な体験活動を実施します。自らの生き方を考えさせるとともに、調和のとれた豊かな人間性や社会性を育み、社会の一員としてかけがえのない存在であること、社会で役に立つことの大切さを学ぶことのできる体験・交流事業を実施していきます。</p>	教育委員会

事業名	取り組みと方向性	担当課
遊び場の整備	<p>子どもたちが安全に安心して遊べる環境をつくるため、子ども公園の充実を図ります。</p> <p>幼児用の遊具、大型の遊具を設置し、幅広い年齢層の子どもの身体能力の向上が図れるよう、より楽しく遊べる公園の実現に向け、整備を進めます。</p> <p>子どもたちが豊かな自然の中で工夫して遊べるよう、自然体験等の取り組みの推進を検討します。</p>	健康福祉課
放課後の子どもの居場所づくりの充実	<p>国では、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、すべての児童が安心して過ごし、さまざまな活動を行うことができる場の整備が求められています。</p> <p>本町では、関係機関等と情報を共有し、新たな活動の場の必要性も含めた提供の在り方について、検討を進めます。</p>	健康福祉課

基本施策（3）健康

保健・医療等の充実を図り、子どもの健全な成長を支援します。

事業名	取り組みと方向性	担当課
乳幼児健康診査等の充実	<p>乳児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を通して、乳幼児期の発育・発達状況にあわせた指導を行います。未受診者には後日電話等で受診勧奨したり、訪問等で状況や所在の確認を行っています。また、児童虐待予防の視点から、4か月健診時に母親を対象に子育てアンケートを実施しています。さらに、月齢ごとの発達状況を確認するために、医師、歯科医師、保健師だけでなく、専門職種（理学療法士・管理栄養士・歯科衛生士・言語聴覚士・臨床心理士・保育士）等がスタッフとして参加しているほか、就学に向けて発達障害等の相談に対応するため、5歳児相談も実施しています。</p> <p>子どもの健やかな成長・発達のため、今後もきめ細やかな健診を継続していきます。</p>	健康福祉課
食育の推進	<p>妊娠期から乳幼児期にかけて、妊産婦訪問、乳幼児健診、育児相談等で保護者を対象に栄養指導を行っています。就学後は、小学生を対象に親子料理教室を開催しています。</p> <p>学校保健と連携し、子どもの生活習慣病予防に向けた取り組みの充実に努めます。</p>	健康福祉課
思春期保健対策の推進	生涯を通じた健康づくりの出発点として、今後も学校と連携を図り、健康教育の充実に努めます。	健康福祉課

事業名	取り組みと方向性	担当課
医療の充実	<p>産科が可能な医療機関 1 診療所、救急医療体制（二次救急輪番体制 3 病院）を維持するために、今後も 1 市 4 町ちちぶ医療協議会として医療体制の充実、及び健康寿命を延伸するための予防医療の充実に努めます。</p> <p>また、急な病気やけがなどについては、24時間365日対応可能な#7119（埼玉県救急電話相談）#8000（こども医療電話相談）などの広報活動を推進します。</p>	健康福祉課
スポーツ・レクリエーション活動の振興	<p>月 1 回、ハッピーダイエット（遊びの教室）を実施しています。</p> <p>今後も児童のスポーツ・レクリエーション活動の充実を図ります。</p>	健康福祉課

基本施策（4）保育環境

子どもたちの教育・保育環境の充実を図るため、施設整備や保育の質の向上に努めます。

事業名	取り組みと方向性	担当課
保育園や幼稚園などの整備	<p>施設整備については、安全性・保育環境の向上をめざし整備を進めています。</p> <p>平成30年度策定の長期修繕計画や令和2年度実施予定の園庭総合整備の計画策定を軸に老朽化対策・安全対策を継続していきます。</p> <p>令和3年度は屋上防水工事・外壁改修工事を計画しています。</p>	健康福祉課 教育委員会
保育の質の向上	多様なニーズに応えられるよう、研修や情報提供等を通じ、保育士や放課後児童支援員に保育の質の向上を図ります。	健康福祉課

基本施策（5）学童期の環境整備

さまざまな教育や活動を通して、子どもの心身ともに健やかな成長を促進します。

事業名	取り組みと方向性	担当課
学童保育所の充実	放課後の児童の生活の場として、今後もニーズをとらえ学童保育所の充実に努めます。	健康福祉課
特色ある教育の推進	<p>グローバル人材の育成や英語でのコミュニケーション活動を推進するため、幼稚園での「英語であそぼう」の教室、小学生を対象にした英語でのイベント事業や、中学校の英語科において、ALTによるネイティブの英語にふれる機会を拡充していきます。</p> <p>また、全園・学校で「地域とともにある学校づくり」を推進する、コミュニティスクールを導入し、学校、家庭、地域が連携した取り組みを実施していきます。</p>	教育委員会
小・中高校生と乳幼児の交流促進	<p>小中学校において、教育課程の中に体験活動やボランティア活動を取り入れ、幼稚園や保育園での交流を行っています。</p> <p>今後も継続的に交流が図れるよう、各校の取り組みを支援します。</p>	教育委員会
いじめ・不登校への取り組みの強化	<p>いじめ防止対策基本方針を設定し、児童生徒が安心して学校生活を送れる環境づくりを推進しています。「さわやか相談室」やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをはじめとした相談活動を推進しています。</p> <p>また、適応指導教室「み～な教室」を設置しており、児童生徒の状況に応じて、登校復帰などの支援をしていきます。</p>	教育委員会
特別支援教育の充実	<p>全小中学校に特別支援学級を設置しており、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の推進をめざします。特別支援教育指導員を配置し、研修等を通じて教職員の指導、支援の技術の向上を図っています。また、「支援籍」学習等の交流学習に取り組んでいます。</p> <p>また、健康福祉課と連携し早期からの就学相談・面談の実施や、就学支援委員会を設置し、個々に応じた教育形態を専門的な助言と、保護者の意向などと合意形成を図り、きめ細やかな特別支援教育を推進しています。</p>	教育委員会



基本目標2 家庭への支援

基本施策（1）多様な教育・保育サービス

子ども・子育て支援制度による事業は、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」「仕事・子育て両立支援事業」の3つに分かれます。ここでは、施設型給付、地域型保育給付、地域子ども・子育て支援事業について、事業の需要量の見込みや、その確保の方策について定めます。

■子ども・子育て支援制度の全体像

1. 子ども・子育て支援給付

施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

地域型保育給付

- 小規模保育
- 家庭的保育
- 居宅訪問型保育
- 事業所内保育

子育てのための施設等利用給付

- 幼稚園（未移行）
- 特別支援学校
- 預かり保育事業
- 認可外保育施設等

2. 地域子ども・子育て支援事業

- ①時間外保育事業
- ②放課後児童健全育成事業
- ③子育て短期支援事業
- ④地域子育て支援拠点事業
- ⑤一時預かり事業
- ⑥病児・病後児保育事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧利用者支援に関する事業
- ⑨実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑩多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- ⑪妊婦健康診査
- ⑫乳児家庭全戸訪問事業
- ⑬養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業

3. 仕事・子育て両立支援事業

- 企業主導型保育事業
- 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業



子ども子育て支援給付については、従来の3区分のほか、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに「新1号認定」「新2号認定」「新3号認定」が創設されました。

これにより、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育事業、認可外保育施設等の3歳から5歳のすべての子どもの利用料の無償化と、0歳から2歳児の利用料は、住民税非課税世帯を対象として無償化されます。また、幼稚園の預かり保育を利用する子どもで新たに保育の必要性があると認定された場合は、一定の範囲内で保育料・利用料が無償化されます。無償化には、町への申請と認定が必要となります。

■認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	3～5歳、幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0～2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育
新1号	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの。 (保育必要量の認定不要)	幼稚園、特別支援学校
新2号	4月1日時点で満3歳の小学校就学前子どもであって、子ども・子育て支援法及び内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。	認定こども園、幼稚園、特別支援学校
新3号	満3歳以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、子ども・子育て支援法及び内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、住民税非課税世帯(同居祖父母等の所得合算対象世帯を除く。)であるもの。	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業



1、教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保

本町では、保育園2箇所、幼稚園1箇所の体制で教育・保育を提供しています。

現在のところ、町内には認定こども園はありませんが、設置について検討を進めていきます。

保育のニーズについて高まりがみられた場合には、弾力的な運用を図るなど、適切な提供体制の確保に努めます。

(単位：人)		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		1号 (教育のみ)	2号 (保育の必要性あり)	3号	1号 (教育のみ)	2号 (保育の必要性あり)	3号	1号 (教育のみ)	2号 (保育の必要性あり)	3号
		3-5歳	0歳	1・2歳	3-5歳	0歳	1・2歳	3-5歳	0歳	1・2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		58	103	14	68	56	100	15	70	55
②確保の 内容 認定こども園	町内	196	96	16	68	196	96	16	68	196
幼稚園 保育所	秩父市	0	8	0	6	0	8	0	6	0
	長瀬町	2	4	0	1	2	4	0	1	2
地域型保育事業		/	/	0	0	/	/	0	0	/
③他市町村からの受入数		0	20	3	10	0	20	3	10	0
②-①-③		140	-15	-1	-3	142	-12	-2	-5	143
										-4

(単位：人)		令和5年度			令和6年度		
		1号 (教育のみ)	2号 (保育の必要性あり)	3号	1号 (教育のみ)	2号 (保育の必要性あり)	3号
		3-5歳	0歳	1・2歳	3-5歳	0歳	1・2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		50	89	15	69	48	85
②確保の 内容 認定こども園	町内	196	96	16	68	196	96
幼稚園 保育所	秩父市	0	8	0	6	0	8
	長瀬町	2	4	0	1	2	4
地域型保育事業		/	/	0	0	/	/
③他市町村からの受入数		0	20	3	10	0	20
②-①-③		148	-1	-2	-4	150	3
						0	30

2、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制

① 時間外保育事業

保育事業を利用している乳幼児の保護者が、就労時間の延長などにより通常の保育時間を超える保育が必要な場合、保育所での保育時間を延長して預かりを行う事業です。

時間外保育事業については、現在町の全認可保育園で18時以降の延長保育を実施しており、令和元年度の利用実績は93人（10月末時点）であることから、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できています。引き続き、利用者のニーズに応えながら、適切な提供体制の確保を図ります。

(人)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込	111	110	108	104	102
②確保の内容	111	110	108	104	102
②-①	0	0	0	0	0

② 放課後児童健全育成事業

昼間、保護者がともに働いていたり病気や家族の看護などにより、家庭で保育できない小学生を保護者に代わって保育をする事業です。

放課後児童健全育成事業を実施しているのは2か所となっています。なお、需要の高まりがみられた場合、弾力的な運用を図るなど適切な提供体制の確保に努めます。

(人)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込	1年生	38	30	29	32
	2年生	35	41	32	31
	3年生	36	28	34	26
	4年生	26	30	23	27
	5年生	25	22	25	19
	6年生	14	18	17	20
	小計	182	168	160	155
②確保の 内容	利用者数	160	160	160	160
	施設数	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
②-①	-14	-8	0	5	13



<新・放課後子ども総合プランにおける本町の取り組み>

①一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の令和6年度に達成されるべき目標事業量及び実施計画

一体型の放課後児童クラブについては、現状では見込んでいません。放課後子供教室は、連携をしていない学校が3校となっており、今後は利用意向に応じて整備の検討をしていきます。

放課後子供教室の設置数

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
その他	3校	3校	3校	3校	3校

※「その他」とは、放課後児童クラブと放課後子供教室が連携していない学校です。

②放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

一体型もしくは連携型の設置について、現状では見込んでいません。そのため、設置に際しては関係者間による検討を行います。

③小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策

学校の余裕教室を改修整備して放課後児童クラブを実施する場合は、放課後児童クラブの担当課と学校の間で協議を行い、調整を図っていきます。

④放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

放課後児童クラブ及び放課後子供教室の効果的な実施に関する検討の場として、教育委員会と担当課の間で協議を続け、共通の理解や情報共有等を図り、連携を推進していきます。

⑤特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

放課後児童クラブ及び放課後子供教室における特別な配慮が必要な児童について、今後も児童が安心して過ごすことができるよう、支援方法等について研修や共有を図り、対応の充実を図ります。

⑥地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組み

利用者のニーズをみながら、開所時間の延長について協議を行います。

⑦各放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

学校関係者と放課後児童クラブ、及び担当課との間で情報を共有し、向上を図っていきます。

また、放課後児童支援員については、指導力の向上やきめ細やかな配慮と適切な判断ができるよう、研修や情報提供を通じた質の向上を図ります。

⑧放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

ホームページやパンフレット等による周知を行うとともに、必要に応じて地域組織や関係機関等とも情報共有を図ります。



③ 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を対象に、児童養護施設など保護が適切に行うことができる施設において、必要な保護を行う事業（ショートステイ事業）です。

現在、子育て短期支援事業の実施施設はありませんが、今後ニーズが見込まれることから、近隣の児童福祉施設等への委託を検討します。

(人日)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込	0	1	1	3	3
②確保の内容	0	1	1	3	3
②-①	0	0	0	0	0

④ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

地域子育て支援拠点事業については、皆野町子育て支援センター「きらきらクラブ」で事業を実施しています。毎週金曜の午前中は国神保育園の園庭を開放するなど、施設等を有効活用し事業を実施していることから、今後の見込み量に対する提供体制は確保できています。引き続き、利用者のニーズに応えながら、適切な提供体制の確保を図ります。

(人日)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込	2,793	2,702	2,584	2,421	2,312
②確保の内容	2,793	2,702	2,584	2,421	2,312
②-①	0	0	0	0	0

⑤ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、認定こども園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

一時預かり事業については、利用者ニーズに応えながら適切な提供体制の確保に努めます。

■幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

(人日)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込	1,040	1,015	983	902	864
②確保の内容	1,040	1,015	983	902	864
②-①	0	0	0	0	0

■幼稚園・認定こども園在園児以外を対象とした一時預かり

(人日)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

⑥ 病児・病後児保育事業

病児や病後児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、保護者が就労・病気等のやむを得ない理由のため、一時的に保育を必要とする場合に保育を行う事業です。

病児・病後児保育事業は、広域的な提供体制を検討していきます。

(人日)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込	0	0	10	10	20
②確保の内容	0	0	10	10	20
②-①	0	0	0	0	0



⑦ ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

今後、地域全体で子育て家庭を支援していくため、センターのPRを続け、利用しやすい事業となるよう取り組みます。

(人日)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込	25	24	22	21	20
②確保の内容	25	24	22	21	20
②-①	0	0	0	0	0

⑧ 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡・調整等を実施する事業です。

子育て世代包括支援センターである健康福祉課では、妊娠初期から子育て期までの間、あらゆる相談をワンストップで行います。本町では母子保健型の対応を行います。

(か所)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の 見込	特定型	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

II

⑨ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用等を助成する事業です。

今後、必要に応じて実施を検討していきます。

⑩ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進するための事業です。

今後、多様な主体による事業展開について促進を図ります。



基本施策（2）子育て家庭への支援

子育て家庭の実態の把握に努めるなど、家庭教育の充実を図ります。また、子どもの貧困についても把握し、適切な対策・支援に努めます。

事業名	取り組みと方向性	担当課
家庭教育の充実	<p>学力向上のための調査分析結果などを教育委員会により「みなのびる」などで広くお知らせし学力への関心の向上を図っています。また、各校、自主学習ノートを活用してもらうよう配付したり、PTA活動や就学時健康診断、入学説明会等あらゆる機会を通じて、家庭教育の充実について啓発を行います。また、アンケートや懇談会等において、基本的生活習慣の重要性についても、実態把握や改善への啓発を行います。</p> <p>PTAや地域の教育力の向上に向け、幼・小・中の連携を強化し、家庭教育、地域教育のより一層の充実を図ります。</p>	教育委員会
障害児等保育の充実	<p>障害児保育を実施する園へ補助金を交付します。また、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などが巡回し、保育士等に対して発達障害が疑われる子どもの対応について助言や支援を行い、必要に応じて親への育児相談・支援を行い、診療や療育につなげます。</p> <p>今後より一層保育園・幼稚園や関係機関と連携を図り、充実を図ります。</p>	健康福祉課
経済的援助の充実	<p>小・中学校については、就学援助制度として経済的な理由による児童・生徒の学校の費用の困窮者に学用品・給食費等の一部を援助します。</p> <p>今後は、保育園保育料の軽減や第3子以降の無料化・医療費の窓口払い廃止など、経済的負担軽減の充実を図ります。</p>	健康福祉課 教育委員会
幼児教育・保育の無償化【新規】	<p>国の制度に基づき、幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育、認可外保育施設等を利用する3歳から5歳までの子ども、及び住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもの利用料を無償化します。</p> <p>また、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施を促進します。</p>	健康福祉課
外国人の子ども・家庭への支援	<p>経済的な支援について、個別のケースに応じて支援できるよう、関係機関と支援を行います。</p> <p>今後はより迅速な対応ができるよう、関係機関との連携をより一層強化します。</p>	健康福祉課 教育委員会

基本施策（3）男女共同による子育て

男女が協力して子育てに取り組むことができるよう、広く町民への啓発を行うとともに、父親の子育てへの参加を促進します。

事業名	取り組みと方向性	担当課
男女共同参画による子育て意識の醸成・父親の子育て参加の促進	男女共同による子育てについて、広報誌への情報掲載やパンフレットの配布による啓発を行います。 今後も町ホームページや、広報誌を活用したPRを推進するとともに父親の子育てへの参加を促進します。	健康福祉課

基本施策（4）母子保健

妊娠期などの早期から出産後も母子の健康を守り、子どもの健全な育成に努めます。

事業名	取り組みと方向性	担当課
妊娠・出産・育児のケアの連続性の確保	妊娠届出時から妊婦アンケートを実施し、地区担当保健師が相談・対応を行います。 地区担当保健師によるケアの継続を図るとともに、産科医療機関との連携を強化します。	健康福祉課
健康相談・育児教室の充実	毎月1回子育て支援センターにおいてきらきら計測を実施し、身体計測や育児相談等を行います。 今後も事業の継続を図るとともに、充実に努めます。	健康福祉課
訪問指導の充実	支援が必要な家族に対し地区担当保健師が随時訪問し、健康・育児等に関する相談や助言を行います。 今後も事業の継続を図るとともに、充実に努めます。	健康福祉課
不妊治療への支援	不妊治療を行っている夫婦に治療費の一部を助成します。 ・不妊治療；自己負担額の1/2、上限5万円 ・特定不妊治療（顕微授精・体外受精）；上限35万円 ・不妊症検査及び不育症検査；上限2万円	健康福祉課



⑪ 妊婦健康診査

病気の早期発見と安全な出産のため、母体とお腹の中の赤ちゃんの健康を確認する健診事業です。

妊婦健診については、最大14回の公費助成を実施し、今後も妊婦の健康管理の向上に努めます。

(人)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込	43	42	38	38	36
②確保の内容	43	42	38	38	36
②-①	0	0	0	0	0

⑫ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育ての不安や悩みを聞くとともに、子育て支援の情報提供を行うことで、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。

乳児家庭全戸訪問事業については、今後も対象となる乳児のいるすべての家庭を訪問していきます。

(人)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込	43	42	38	38	36
②確保の内容	43	42	38	38	36
②-①	0	0	0	0	0

⑯ 養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭（育児ストレスや産後うつ等の問題によって子育てに対して強い不安や孤立感等を抱えている状態）に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

養育支援訪問事業については、必要な家庭に対して実施していきます。また、その他要保護児童等の支援に向け、皆野町要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るなど、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業に取り組みます。

(人)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0



基本目標3 地域力の向上

基本施策（1）ワーク・ライフ・バランスを支援する就労環境

男女がともに能力を発揮して働くことができるよう、仕事と生活のバランスの確保に努めます。

事業名	取り組みと方向性	担当課
育児休業制度の普及	育児休業制度の普及に向け、広報誌への情報掲載やパンフレットの配布による啓発を行います。 今後も町ホームページや広報誌を活用したPRを推進します。	総務課
男性の働き方の見直し促進	男性を含めたすべての人が仕事と生活のバランスがとれる働き方を選択することができるよう、広報誌への情報掲載やパンフレット配布による啓発を行います。 今後も町ホームページや広報誌を活用したPRを推進します。	総務課
子育て環境についての関心の喚起	町民が子育てに关心を持ち、地域住民による見守り体制を充実するため、広報誌へ子育てに関する情報の掲載やパンフレット配布による啓発を行います。 今後も町ホームページや広報誌を活用したPRを推進します。	健康福祉課

基本施策（2）地域教育力の育成

地域全体が子どもを見守り、子育てを行うことができるよう、地域活動や地域人材の育成を推進します。

事業名	取り組みと方向性	担当課
地域活動の促進	地域で子どもを育む活動を促進することができるよう、地域活動に関する情報提供を行います。 今後、子育て支援に特化した担当の設置など、より具体的な事業を推進できるよう検討します。	健康福祉課
地域の人材活用と育成	学校や幼稚園において地域人材を活用したプログラムを検討します。 引き続き、学校や幼稚園を中心に取り組みを支援し、地域の支え合いの輪を広げます。	健康福祉課

基本施策（3）育児を支えるまちづくり

本町において安心して子育てができるよう、住環境をはじめ道路環境の改善や、犯罪の防止等に努めます。

事業名	取り組みと方向性	担当課
住環境の整備	町営住宅の維持管理のため、必要に応じて改修を行い、若年層の定住促進と低所得家庭の支援を図ります。	建設課
道路環境の整備	子どもたちの安全を守るため、歩車道の分離について整備を進めます。 今後も通学路を中心に、子育てにやさしい道路環境の整備を推進します。	建設課
犯罪の防止・被害者保護の促進	日頃から自主防犯活動団体によるパトロール活動を行い、本町では行政区における自主防犯活動団体の組織率が県内第1位となっています。平成26年3月からは児童による見守り放送を開始し、下校時における防犯体制を強化しています。また、被害者保護の施策として総合相談窓口を設け、必要に応じて各種機関と連携をとります。 今後も家庭・学校・地域・警察など、関係機関と連携を図り、よりきめ細かい防犯活動を推進します。	総務課

第5章

計画の推進に向けて

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

(1) 庁内推進体制

本計画は、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を兼ね備えており、すべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援を総合的に推進する計画です。そのため、全庁的に広く連携し計画を推進していきます。

(2) 関係機関・団体との連携

計画の実現にあたっては、行政だけではなく町全体として子ども・子育て支援に取り組むことが求められています。そのため、町内の子育て支援に関わる家庭をはじめとした保育園、幼稚園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携の強化を図ります。

(3) 広域調整や県との連携

子どもや保護者のニーズに応じて、保育園や幼稚園等の施設や地域子ども・子育て支援事業等を適切に供給するため、サービスの広域利用などの町の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町村や県と連携・調整を図ります。

2 計画の進捗管理

本計画及び各種施策の推進については、実効性を高めるため、関係各課や関連機関、団体との連携強化を進めるとともに、子ども・子育て支援会議において計画の進捗について確認する機会を設けるなど、総合的かつ計画的に取り組みます。

こうした推進の仕組みとして、計画・実行・点検（評価）・見直しのP D C Aサイクルを活用し、実効性のある取り組みの推進を図ります。

